

根室市選挙管理委員会告示第 2 号

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票所の閉じる時刻を、公職選挙法第 4 0 条第 1 項ただし書きの規定により下記のとおり繰り上げる。

令和 5 年 1 月 1 6 日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲



記

投票区名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	投票所の施設の 名称及び所在地	理 由
第 1 6 投票区	午前 7 時 00 分	午後 6 時 00 分	初田牛会館 根室市初田牛 5 1 1	当該地域は主に農業及び漁業を生業としている世帯が多く、直近の投票結果を見ても、午後 6 時以降の投票者が皆無であることから、投票所閉鎖時刻を繰り上げてても有権者への影響が少ないため。
第 1 8 投票区			川口会館 根室市川口 2 0 - 2	
第 2 4 投票区			豊里会館 根室市豊里 1 5	